

リスク文化と労働安全

～ステュワードシップによる労働安全の事業者責任について～

（北九州市立大）○杉本 旭

RISK-BASED CULTURE and LABOR SAFETY

～About entrepreneur's responsibility based on stewardship～

Noboru SUGIMOTO
The University of Kitakyushu

Keywords：安全、労働安全、技術者倫理、リスクマネジメント、ステュワードシップ

1. はじめに

(a) 相次ぐ重大事故

“相次ぐ重大事故、なぜくりかえされるのか”－日本を代表する大製造業の相次ぐこうした事故や災害のニュースを見ていると、わが国製造業の構造的問題が、ついに抑えきれなくなって噴出してきていると思えてならない。“労働者のマニュアル無視”、“自主検査の手抜き・改ざん”－大競争時代に生き残るための必死のリストラ、生産効率化、そして、設備投資を抑えたための設備の老朽化、これらが安全管理の脆弱化の背景にあるとマスコミは指摘する。

しかし、これら背景的問題が指摘されても、事故が“安全の問題”として正統な解決を求めるような議論はほとんどないと言っていい。経営者は、世間を騒がせたことで、謝罪のために土下座もいとわない。また、例えば RDF（ごみ固形燃料）の爆発を「予測できなかった」と弁解する若い行政官には気の毒だが、中途半端な行政の立場では、もともと事故のどんな予測もできるはずがない。製造のプロであっても安全のプロとは言えない労働者、あまい PL 法で保護されて安全技術を持たないわが国の機械設計者、さらに、「設計のための基本原理（IS12100）」の存在を知らないまま技術者倫理の講義をする大学教員、事故や安全の責任追求を自分勝手にやるマスコミ、特に、事故の責任を避けるために、工学者のほとんどは、安全に無関係の立場を取って主張する点は重大問題である。わが国には、安全を考える系統だった手順が追求されなかった。言い逃れで何となく事故が処理されてきたため、未解決の問題が大きなストレスとなって蓄積し、もはやはちきれんばかりの状況にあるのではないだろうか。わが国の安全問題の根源は、一言で言えば、'State of the art'の原則の欠如である。

後で示すように、'State of the art'とは、「その時代的背景から十分責任を果たしたと見なされるレベルの技術的配慮」の意味である。事故が起こった時に、事前に講じた安全がチェックされ、その時代の技術に鑑みて、これ以上はやむを得ないと判断されたとき、事故の責任を免除しようとする、いわゆる PLP（製造物責任予防）の基本原則である。社会システムの中で、'State of the art'の原則を持たないわが国では、事故防止のために最低限行うべきことを法律に定めて、これに従わないと犯罪と見なすとして国が事故の責任追及を行ってきたのであるが、最低限の安全で防止できる事故など、本来、安全の正当な対象ではあり得ないはずである。事故の関係者は、全て安全の素人でしかないというのが、わが国の安全行政の長い歴史で得た負の遺産である。

安全のプロとは、安全に対して最も合理的な立場、すなわち、機械の機能の代償として危険を熟知し、事故防止を直接検討できる設計者（製造者）である。設計者が嘘をついて危険な機械を安全

だと説明すれば、容易に事故が起こることからも、設計者のレスポンシブルな立場は明らかである。しかし、合理的安全の手順は、事業者が、'State of the art'の原則に基づき、最高レベルの事故防止を設計者（製造者）に要求することによって正式に開始されるのである。事業者は、労働安全の第一義的責任を負う立場にあり、その責任を果たすために'State of the art'の原則を自らに課するのである。そして、安全の次の手順で、設計者に対して'State of the art'の原則が手渡される。すなわち、事業者からの最高レベルの要求に応えて、設計者は、最高レベルの安全な機械を実現する。さらに、安全の次の手順で、'State of the art'の原則が安全管理者に適用され、技術的限界で残った危険に対する事故防止の最高レベルを安全管理や教育訓練で達成することになるのである。このようにしてこそ、災害がなお発生したとしても許容を求める資格があるのである。欧州統合を機に開始された欧州規格体系では、絶対安全を要求しない代わりに、厳格なモラルを要求し、その要求に正当に応えたとされる「証」が、実は安全認証なのである。

このような国際的な安全の手順をよそに、国内では、事業者が法律による最低限の安全を要求しており、設計者の扱う安全は、当然、最低限のものでしかない。最低の安全しか配慮されていない機械の欠陥を補って事故防止を果たしてきたのが、優秀を誇るわが国の労働者に他ならない。しかしながら、最近の、大型製造会社の相次ぐ事故や火災は、どんなに優秀な労働者と言えども、今やごまかせる限界に来ていることを伝えている。最低の安全性と最高の労働者の組み合わせは、決して理想的な労働安全の体系ではない。事業者の労働安全の責任を'State of the art'の原則によって見直す必要があるというのが、最近の重大事故の連鎖に対する著者の意見である。

(b)安全のグローバル化

日本のある有名家電メーカーが製造した電気洗濯機が機械安全の国際規格 ISO12100¹⁾で示される「設計原則」に準拠していないという理由で、シンガポールへの輸出を拒否されるという事態が発生した。もともと、'State of the art'の原則に依って最高レベルの安全を要求する欧州には、最低限のやるべきこととして定めたわが国の安全法規に基づく設計では、機械の輸出はほとんど不可能であり、そのことがグローバルに広がってきているということである。

欧州では「リスク」に基づくグローバルな安全の体系化が進められているが、これを取り入れながらも、わが国の安全の考え方が、国際的に異端視されている。基本的な違いは、わが国の最低限の安全を要求するのに対してグローバルな安全では、その時代の最高レベルの配慮('State of the art'の原則)を要求する点である。リスクに基づく安全には、事故の責任を予測し、設計者は予め「受容可能」の判断を行うこと（決定論）が不可欠である。それでは、事故の責任を「受容」と判断する基準はどこにあるのだろうか。

危険が多少とも残る機械を提供するには、誰かに事故回避の役目を引き受けてもらう必要がある。また、社会が正式に認めるようなシステム（制度）がなければ、提供する側の免責の保証が得られない。このシステムが欧米にあるとすれば、キリスト教の長い歴史で培われたスチュワードシップ（公的管理責任システム）ではないか、というのがここでの著者の主張である。これは、機械のベネフィット（公益性）がリスクを凌駕するとき、スチュワード（公益管理者）が事故防止の役目（責任）を引き受けてくれる条件で、事後の責任を設計者から免除しようというシステムである。

本稿では、このスチュワードシップに注目し、最小限の安全配慮の義務にとどまらず、その時代の最高レベルの安全配慮を求める欧州のリスク文化の構造（State of the art）の理解がこのスチュワードシップによって深まること、さらに、欧米の歴史的思想が労働安全の第一義的責任を果たす事業者に適用されていることを示し、わが国の労働安全の抜本的改革には、スチュワードとしての事業者の自覚が強く求められることを示す。

2. 欧米リスク文化の構造

絶対安全はあり得ないという前提で、安全に「リスク」の概念が導入されているが、事故が起こるまでリスク（確率論的事象）によって「安全」が扱われてきたのに、一旦事故が起こると、「何が原因か」、「誰の責任か」というように決定論的な扱いがなされるというのが現実である。リスクに基づく安全の判断が可能なのは、少なくとも、受け入れ不可能な責任を伴うような事故だけは起こらないという判断（決定論）があることが前提である。我々は、欧米のリスク文化を素直に受け入れていると思い込んでいるが、その根底にある責任原則については構造となって隠されているために容易には気付かず、わが国は、欧米リスク文化の奥義まで正しく理解しているとは言えない。

機械はすべて何らかの危険を伴うと見てよい。つまり、機能がそのまま危険源であると見なされる以上は、その危険源が事故となって大きな被害を生じないように、誰かに事故防止の責任を委ねることになる。事故防止を確率論的事象（リスク）で表わして、これを神に委ねるという場合もある。神感の薄い日本人には理解できないところだが、欧米では、真面目な討論として、例えば、米国のドル紙幣からペニー硬貨に至るすべての通貨に、'In god we trust'が刻印または印刷されているのである。あるいは、クラーク博士の「少年よ、大志を抱け」は有名だが、これは、'Boys be ambitious, by name of God'である。「お金」も「大志」も極めてリスクであり、リスクな手段を認める代わりに、その目的は善なる神に委ねるよう求めている。ここでの神への信頼は、単なる形式ではないのである。

その時代の最高レベルの治療を行なう医療機器の場合、医師の過誤であったとしても事故の可能性が少しでも残る限り、その提供には慎重な契約が必要である。本来、設計者は、可能な限り事故を予見し、また、皮肉な話だが、予見した事故には、必然的に設計者の責任が生ずる。設計者は、最高レベルの安全を提供すると共に、限界を明確にして、使用時の事故防止の役目（責任）を医師に委託する。この場合、医師の受託が正式に認められない限り、医師への機器提供は拒否される。しかし、医師には特別な立場が存在する。つまり、その時代の最高レベルの治療法に積極的に取り組むべき責任が医師（スチュワード）に課せられており、彼らの熱意ある要請に設計者が応えるという関係が、先に述べたスチュワードシップと言われる欧州キリスト教文化の形而上学的構造（この場合、医師の精神：Responsible care すなわち 'State of the art by name of God'）だというのが著者の考察である。

最高レベルの治療を行なう責任が先に医師にあって、医師は患者に対して最善の治療（すなわち、その時代の限界）の説明（インフォームドコンセント）を行なってスチュワードシップとしての医師の責任を果たす。その責任に基づいて、医師が採用する治療手段の提供者（設計者）に対して、医師はそれが最善であることの説明を要求するのである。このように、国が定める最低限の要求でなく、最高レベルの治療の責任に応える条件として、最高レベルの安全が要求されるという必然性は、医師は患者の治療の任を神から委託されたスチュワードであるとするキリスト教の古い制度を医師に適用して初めて理解される。機械のリスクが残存する限り、事故回避の責任をこのようなスチュワードシップの制度の中で委託されなければ、予見可能な限り事故の免責は決して実現しない。

3. 設計者に説明を求める責任

ところで、労働安全の第一義的責任が事業者にあることは万国共通である。対策が可能でありながらそれを採用しないで事故が起これば、国によって差はあるが事故の責任は事業者課せられる。そこで事業者の責任を厳格に追及する国では、事業者は、機械のリスク（つまり機械による事故の

可能性)を把握し、労働安全の責任を果たすために、機械の設計者(製造者)に対して安全確保に関する正確な説明を求める。設計者の説明の中で、設計段階で安全が確保できなかった危険に関する説明が特に重要になる。設計者には、使用者に事故回避を依頼すると言う重大な責任(設計者の説明責任:アカンタビリティ)があるが、それは、事業者がその説明に基づいて適正な安全管理を実施し労働安全の責任を全うするためである。これが、設計者に説明を厳格に求める責任を事業者を求める近代的な労働安全の考え方である。

事業者が労働者に提供する機械の安全性について最高レベルを要求する必然性('State of the art')は、事業者がスチュワードシップにおけるスチュワードの立場を担うという歴史的・宗教的背景(アプリアリ)によるというのが著者の考察である。この場合、労働者を神からお借りして事業を行うという認識で、事業者による最高レベルの管理責任²⁾(スチュワードシップ)が生まれると理解されるが、これについては後でさらに検討を加える。

わが国では事業者の「設計者に説明を求める責任」が曖昧であるため、設計者が事前に安全の責任を果たすという強い責任感は育ちにくい。一方欧州では機械設計者は機械の安全性を立証するために、機械を欧州統合規格(EN 規格)に準拠させ、マーキングを行う(CE マーキング)。また事業者は'CE'のマークを得た機械を採用することで労働安全の責任を果たす。このように欧州では、事業者が最高レベルの安全の要求をし、設計者がこれに応えるという説明責任体系をEC指令によって作り上げようとしているのである。最近、技術者倫理が話題になっているが、何よりも、経営者倫理(CSR)が先にある、事業者が'State of the art'を求めて初めて、これに応える立場で技術者の倫理が問われるのである。

わが国では'State of the art'を求める構造を持たなかったために、「設計者に説明を求める事業者責任」が追求されてこなかった。このような説明を求める責任の欠如は、設計者が説明責任(安全の事前責任)を果たす機会を奪う結果を招いている。欧州文化では、スチュワードシップの基本に立って、この「設計者に説明を求める責任」が、事業者によって厳格に要求されている。また労働安全に限らずグローバルな安全の規格体系がこの責任の考え方を踏襲しており、事前に安全の説明責任(第三者による事前の安全確認、すなわち認証)を果たすことがボーダレスな商品流通の条件になっている。わが国のように、事故が多くなってから対策を開始するという事後処理は通用しない。安全の責任を取れないものはもともと商品として流通できないのである。

4. スチュワードシップと'State of the art'

さて、キリスト教文化では、近代的な生物進化論と神による創造論の二元論が成立している。倫理的基盤の上に競争原理を置くというように、2つの対峙する概念が融合して自由で秩序ある社会を形成するというのに類似している。「神のものは神に返し、カイゼル(人の世)のものはカイゼルに返しなさい(マタイの福音書 22 章 17~22 節)」で象徴されるようにキリスト教の新約聖書は、徹底的に「聖」と「俗」の二元論に立っている。事業者(俗)がスチュワードシップという高尚な責任(聖)をもって事業を行うという欧州文化の二元性をみることができる。スチュワードシップについては多くの文献³⁾があり、詳しくはそれらに譲るが、天地創造の6日間のうち、「人間」は、創造主(神)によって最後に造られた特別の存在だとされる(創世記)。すなわち、人間は、それ以前に造られた神の被造物(自然や、植物、動物など生命)の適正な管理を行う地球の世話人としての神聖な役目が与えられており、それによってスチュワードシップという高潔な管理責任の考え方が生まれ、それが発展して、現在では、それを専門とする職業が社会的にも成立している。

スチュワードシップは、全能の「神」がイエスという「人間(聖書では人の子と言っている)」

になって、罪に苦しむ人間を助けにきたという聖書の言葉に基づいて、能力のある人間が他の弱い被造物の立場に下りて最高レベルの世話（救済・管理）をするという考え方であり、特にエコロジー神学で取り上げられ、思想的体系化がなされてきている⁴⁾。エコロジー神学では、「マスターシップからスチュワードシップへ」というモットーによって環境問題解決の姿勢が象徴的に表わされている。マスターシップとは、人間が自然や他の生命の支配者（マスター）であるというキリスト教の旧約聖書（創世記）の古い解釈によるもので、その結果、人間は高慢になり、やりたい放題、地球環境を破壊しつくしたのだとされる。これまでの人間の罪を反省し、創世記の原点に戻って見直し、先に述べたとおり、人間は神に委託された地球の世話人（スチュワード）であると考えに至ったのである⁵⁾。これがスチュワードシップの理解と、さらに‘State of the art’の理解のための原点である。安全の分野では、すでに、プロダクト・スチュワードシップと言う言葉が危険物管理の責任の考え方として象徴的に用いられており、これはすでに、一般に使用されているレスポンスブルケアと同じ意味で扱われる⁶⁾。

職業としてのスチュワードシップの対象は、自然災害や病気、人間の悪や無知でもたらされる厄災から、地球（環境）や人々を守り、助ける仕事－防災、救難・救助、消防、医療、看護・介助、リハビリ、労働安全、製品安全、環境保護、治安維持、産業災害の保護など－である。その職業に従事する者（スチュワード）、典型的には消防士、医師、介助・看護師などは、スチュワードシップとしての人道的な立場から、高潔な魂を持って、正義の救済を行う。

一般に、機械は利己的な目的を持つものと公益的な目的を持つものに大別される。スチュワードシップは、最高レベルの救済を目指すなど、公益性に特に積極的な目的を持つ。スチュワードにとって有効な手段であれば、予見される事故の回避のための訓練を条件として、実用化の要求がなされる可能性がある。なぜならば、スチュワードシップの責任に基づき、スチュワードは成功の可能性の高い手段を可能な限り用いて最高レベルの治療、救済、看護の責任を果たそうとしているからである。

ただ便利だとか面白いと言うだけの手段なら、事故を使用者の誤使用の責任にはできない。危険がわずかにでも残る以上、高尚な目的を持つスチュワードからの要請に応えるという関係で、責任をスチュワードに委ねて設計者は機械の提供が可能となるのである。労働者が使用する機械は、設計の段階で確保しきれない危険性が必ず残るものである。事業者がスチュワードシップとしての高潔な管理責任が自覚されなければ、国で定める最低基準を要求するだけで、労働者のために最高レベルの安全を設計者に要求する動機は生まれ難い。そして、初めに述べたように、最低限の条件で講ずる安全は、どの国にも通用しない。グローバルな安全は、事後の免責を得るために最高レベルを求めるからである。

事業者の労働安全における責任は、医者や看護師、消防士など先のスチュワードと同様に、労働者に最高レベルの労働安全を提供するスチュワードシップの体系で理解される。初めに述べた安全に関する‘State of the art’の原則は、設計者（設計者）の自発的な説明責任（アカウンタビリティ）よりは、事業者が設計者（技術者）にアカウンタビリティを要求する責任概念^{7), 8)}なのである。

安全には、共通の原理があって、相互に補強しあうものである。医師の患者に対するスチュワードシップネスが、労働者に対する事業者に適用されて、共に‘State of the art’の責任が生じ、最高レベルの医療安全、労働安全が明確になってゆくのである。

スチュワードシップは、レスポンスブルケアの奥義の位置づけであるが、著者の理解によれば、スチュワードシップは、弱者を守る能力のあるもの、不公平を公平にできる能力のあるもの、破壊される環境を救う能力のあるもの、そういう能力のあるものの怠慢によって、弱者を生じ、窮地に

命が失われ、不公平が生じ、環境が破壊されるのだという基本に立ち、それらの能力持つものこそ怠慢は赦されないために、彼らに対し最高レベルの責任を課するという考え方である。まさに、ケアできる能力のあるもの（レスポンシブル）の責任の体系で安全が論じられなければならないということである。

5. おわりに

最低限の安全を国が法律で強制してきたことで、わが国は、最低レベル安全しかやらない低開発国に成り下がっているという見方もできる。しかし、何よりも、事業者が最高レベルの安全を設計者に要求してこなかったことが、わが国の労働安全問題の根本原因であり、同じく、国が消費者保護のために、最高レベルの安全を製造者に要求してこなかったことが、製品安全に含まれる問題の根源である。

機械の製造者にとって、事業者（機械の使用者）は‘お客様’であり、しかもわが国では、お客様は‘神様’である。事業者がそろって最低の安全でよしとすれば、グローバルに通用する機械を作る人は誰もいないと考えて当然である。

一方、西欧の倫理の神様は恐い神様である。過去の罪（技術的失敗：事故）を告白し、少なくとも過去の過ちは繰り返さないと誓わない限り、商品の設計さえも赦さないのである。しかしその反面で、例えばリスクが残ってもベネフィットがあると認めると、設計者が正しい説明を行うことを条件に、その商品の発展を強く要請する話の分かる神様でもあるのである。事業者（機械の使用者）は、決して神様ではなく、神様から委託を受けたスチュワードであることを自覚して、最高レベルの安全を労働者に提供するために、設計者に対して、最高レベルの安全の説明責任を求めると言うのが、欧米におけるリスク文化の奥義であると考ええる。

わが国には、「設計者に説明を求める事業者の責任」がなかったために、機械の公益的な目的や残留リスク（事故回避の依頼）を明確にすることなく、機械設計者は、例えば自由なロボット開発を楽しんできている。しかしロボットのように新しい技術をグローバルに展開するためには、一度この倫理の神様の目にさらされて見る必要があるのではないだろうか。

参考文献

- 1) EN292-1/ISO12100(revised), rev.15-03/99. CEN/TC114/SGN51
- 2) 杉本旭, 設計者の安全の説明責任と労働安全, 機械技術, Vol. 51, No. 7(2003-7) pp50-55
- 3) 例えば, 富坂キリスト教センター編, エコロジーとキリスト教, 新教出版社(1993-1)
- 4) ゲルハルト・リートケ著(安田治夫訳), 生態学的破局とキリスト教—魚の腹の中で, 新教出版社(1989)
- 5) 村上陽一郎, 文明の構造とキリスト教, エコロジーとキリスト教(富坂キリスト教センター編), 新教出版社(1993-1) pp85-106
- 6) 野見山里恵, 外川健一, レスポンシブル・ケア活動の理念と現実—山口県の化学産業での活動を事例として—, 廃棄物学会誌, Vol. 13, No. 5 (2002. 9) pp288-295
- 7) 杉本旭, PLP(製造物責任予防)とロボット技術の新しい展開(第2回)—スチュワードシップによるグローバルな倫理的規範としての国際規格, ロボット, No. 149(2002-11) pp71-82
- 8) 杉本旭, PLP(製造物責任予防)とロボット技術の新しい展開(第3回)—サービスロボットの第三者認証の可能性について—, ロボット, No. 150(2003-1) pp61-70